

議案第 9 号

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例
の制定について

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年6月11日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

(提案理由)

第一小学校の通学区域内に新設する子どもの家の名称及び位置等を定めるとともに、鎌倉市はせ子どもの家「ぺんぎん」を廃止しようとするものである。

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例

鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

鎌倉市おなり子どもの家「こぼと」	同	御成町18番35号	70人
鎌倉市はせ子どもの家「ぺんぎん」	同	長谷一丁目11番1号	30人

」

を

「

鎌倉市だいいち子どもの家「うみがめ」	同	由比ガ浜二丁目7番21号	45人
鎌倉市おなり子どもの家「こぼと」	同	御成町18番35号	70人

」

に改める。

付 則

この条例は、平成20年9月1日から施行する。